

市本庁舎・支所機能に関する説明資料

平成25年11月24日

政策部企画広報課

I 市役所庁舎の建設に向けたこれまでの経緯

現在、市役所の庁舎は、新旭駅の近くの市役所本庁舎と近江今津駅近くの市役所別館、安曇川町の安曇川支所に主な機能を置き、また、旧マキノ町役場、旧今津町役場、旧朽木村役場、旧高島町役場にそれぞれ支所を設けています。こうした市役所庁舎の配置は、高島市が合併する際に定まり、今日まで来ています。

1. 合併時の調整内容

合併前に6町村の合併について必要なことを取り決める機関として高島地域合併協議会が発足し、市役所等の場所について検討され、協議の結果、新市事務所（市役所）の位置については次のように決定がされ、合併する町村の間で合意されました。

○合併協定書(抜粋)

4. 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置は、新庁舎が建設されるまでの間、新旭町大字北畑565番地(現新旭町役場の位置)とし、新庁舎の位置は、今津町大字今津字南沼448番20および同448番40とする。

新市の事務所を設置する町以外の町村には、合併の効果と住民の利便性を考慮しつつ、従来の住民サービス機能を有した支所を各現町村役場に設置する。

2. 合併後の経過

平成17年1月の合併により高島市が発足し、次のとおり「高島市役所の位置を定める条例」が専決され（定められ）ました。

○高島市役所の位置を定める条例

地方自治法(昭和22年法律第67号)第4条第1項の規定に基づき、本市の事務所の位置を次のとおり定める。

高島市今津町今津448番地20

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

(暫定の事務所の位置)

2 本則の規定にかかわらず、本市の事務所の位置は、庁舎の建設に要する時間を考慮して、この条例の施行の日から規則で定める日までの間は、次のとおりとする。

高島市新旭町北畑565番地

これは、市役所を今津町に新築して設けますが、建設されるまでは新旭町の現在の市役所本庁を利用するというものです。これをうけて、市長や市議会では、市役所の場所やその役割、建物の構造などについて協議を進めてきました。

こうした経過ののち、本年3月定例議会の市長所信表明において、市役所本庁舎および支所について次のように表明された。

市民参加のまちづくりを推進するためにも、各支所の機能を充実させ、支所がその役割を担い、各地域の均衡ある発展に資する体制を作っていかなければなりません。数十億という巨費を投資し、立派な市役所を新たに新築移転するよりも、現在の新旭庁舎を最大限に活用し、必要な場合には周辺施設の増改築等を検討するなどにより対応すべきと考えている。

本年5月から市役所内部の、本庁舎・支所機能検討プロジェクトチームで市役所のあり方などについて検討を進めています。これまで調査や検討を行ってきた内容をご説明し、皆様のご意見を伺いたいと思います。

本 庁 舎 編

I 現在の庁舎体制の現状と課題

高島市の市役所の現状を分析すると、おおよそ次のようなことが言えます。

1. 市民（来庁者）サービスの現状と課題

（1）窓口（来客）サービスの不便性

行政部局が現本庁舎（旧新旭町庁舎）の他2つの庁舎に分散していることから、来庁者の用件が複数の部局にまたがる場合などは、庁舎間の移動を余儀なくされています。また、加えて、これらの施設が離れているため、窓口サービスにおいて大変不便をかけています。

■現庁舎体制と部局配置

庁 舎	部 局 名
現本庁舎（新旭町）	議会事務局・総務部・政策部・市民環境部・健康福祉部・産業経済部・会計課・監査委員事務局・農業委員会事務局・選挙管理委員会事務局
市役所別館（今津町）	土木交通部・上下水道部
安曇川支所（安曇川町）	教育委員会事務局

（2）来庁者の相談スペース等の確保

現本庁舎では、事務スペースが大半を占めているため、来庁者の相談スペース等が不足していることに加え、プライバシーの確保が困難な状況となっています。

（3）バリアフリー（高齢者や障がい者の方が不安なく移動等できること）の未整備

現本庁舎は、エレベーター、多目的トイレ、階段手すりなどが整備されていますが、別館、安曇川支所については、ユニバーサルデザイン（誰もが快適に利用できるよう使いやすさを考えた構造設計）に配慮した施設整備が来ていない現状です。

2. 災害対応機能の現状と課題

（1）災害対策本部機能の分散による機能低下

災害が発生したときには、市役所などに緊急の災害対策本部を設置することになりますが、災害対策のための機能は、現本庁舎、別館に土木交通部と上下水道部、安曇川支所に教育委員会と主要な役割を果たすべき部局が3つに分散しています。災害発生時の情報収集から災害復旧活動までの連携した活動に支障が生じています。

（2）耐震性能と本部機能スペースの不足

災害対策本部の重要な役割を担う土木交通部と上下水道部が入る別館や教育委員会部局が入る安曇川支所の建物は、地震災害により倒壊する危険性があります。しかし、現本庁舎の面積では、その部局が入るスペースが不足しています。

また、本部機能を担う現本庁舎には、災害対応室や外部からの応援（県、警察、自衛隊、他の関係団体等）の受け入れに対応できるスペースや通信設備等の確保が不十分です。

3. 行政運営上の現状と課題

（１）事務執行の不効率

情報化の進展や多様化・高度化する市民ニーズに対して、的確で迅速な行政サービスが求められています。しかしながら、現在の行政組織の一部が部局単位で分散化しているために、庁内会議や事務処理等に相当な時間を要しています。また、各課にまたがる業務の遂行にあつては、担当者が庁舎間を移動しなければならない、連携面や各事業執行で弊害が生じています。

（２）職員数の適正化と業務の集約化

本市では、合併したことにより、合併後の１０年間で約１６０人の職員を削減することを決めていましたが、平成２４年度にその目標を達成しました。今後、現職員数できめ細かな市民サービスを維持していくためには、庁舎機能の集約による効率的な事務体制を整備することが必要となっています。

■職員の削減状況（消防職・病院等は除く）

（単位：人）

	職員数	削減数	備 考
平成１７年１月１日	７２４		
平成１７年４月１日	７１５	９	
平成１８年４月１日	６９０	２５	
平成１９年４月１日	６６５	２５	
平成２０年４月１日	６３７	２８	
平成２１年４月１日	６１１	２６	
平成２２年４月１日	５９１	２０	
平成２３年４月１日	５７３	１８	
平成２４年４月１日	５６４	９	
平成２５年４月１日	５５８	６	
合 計		１６６	

（３）会議室等事務スペースの不足

現本庁舎では、旧新旭町役場の時には会議室等で使用していたスペースを事務室に転用して使用しています。

旧新旭町役場では、職員７２人が入っていましたが、現本庁舎では３倍を超える２４１人が入っているため、事務スペースが非常に狭い状態になっています。

また、現在、会議室３室と打合せ室６室がありますが、いつも予約がいっぱいで、隣接する新旭公民館の研修室等を使用することが多くなっています。

■旧新旭町役場と現本庁舎の職員入庁者数の比較

旧新旭町役場	7 2 人
現本庁舎	2 4 1 人

Ⅱ 統合庁舎整備の必要性

市では、これまで取り上げてきました様々な事情を解決するため、市役所庁舎の施設設備を改修・整備し、市民の皆さんにも使いやすく機能的な施設となるよう考えています。そのため、次の視点を持った施設整備を計画したいと考えています。

1. 市民（来庁者）サービスと利便性の向上

（1）窓口（来客）サービスの向上

市民や来庁者の利便性においては、各部局を本庁舎に集約させ、窓口のワンストップ化（できるだけ1か所で用事が済ませられるようにすること）を進め、市民サービスの向上とより質の高いサービスの提供を行うこと。

（2）相談者のプライバシーを確保

市民をはじめ、来庁者の相談等に対するプライバシーの確保が図れるスペースの確保を図ること。

（3）快適に利用できる環境づくり

別館や安曇川支所には、エレベーター、多目的トイレなどが整備されていないことから、高齢者や障がいのある方の利用に不便をきたしています。高齢化が進む中、誰もが快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインに対応した環境づくりに努めること。

2. 災害に強い広域防災拠点施設の強化充実

（1）災害対策本部の機能集約

琵琶湖西岸断層帯、花折断層、南海トラフ等による大地震の発生が懸念されています。いつ起こるかわからない地震をはじめとする自然災害に対処するため、全部局を1か所に集約することにより、市民の安全・安心を確保する広域防災拠点としての機能を発揮できるようにすること。

（2）広域防災拠点施設の安全性とスペースの確保

別館や安曇川支所の建物は、耐震性能を有していないことから、地震の発生による建物の倒壊の危険性があり、庁舎の安全性の確保と本部機能集約が出来るスペースを確保すること。

3. 行財政運営の効率化

（1）事務の効率化

職員の削減による行政のスリム化（10年間で160人・人件費総額約15億円）と効率化を図ってきましたが、庁舎が分かれていることによる職員の移動や部局間の連携など、事務に不効率が生じています。

これらを解消するため、各部局を本庁舎に集約させた機能的な執務環境を整えること。

（２）事務執行スペースの確保

現本庁舎は、会議および打合せスペースが大幅に不足しています。

効率的な事務執行を行うため、適正な規模の会議や打合せスペースを整えること。

Ⅲ 将来の財政状況を踏まえた統合庁舎の整備の考え方

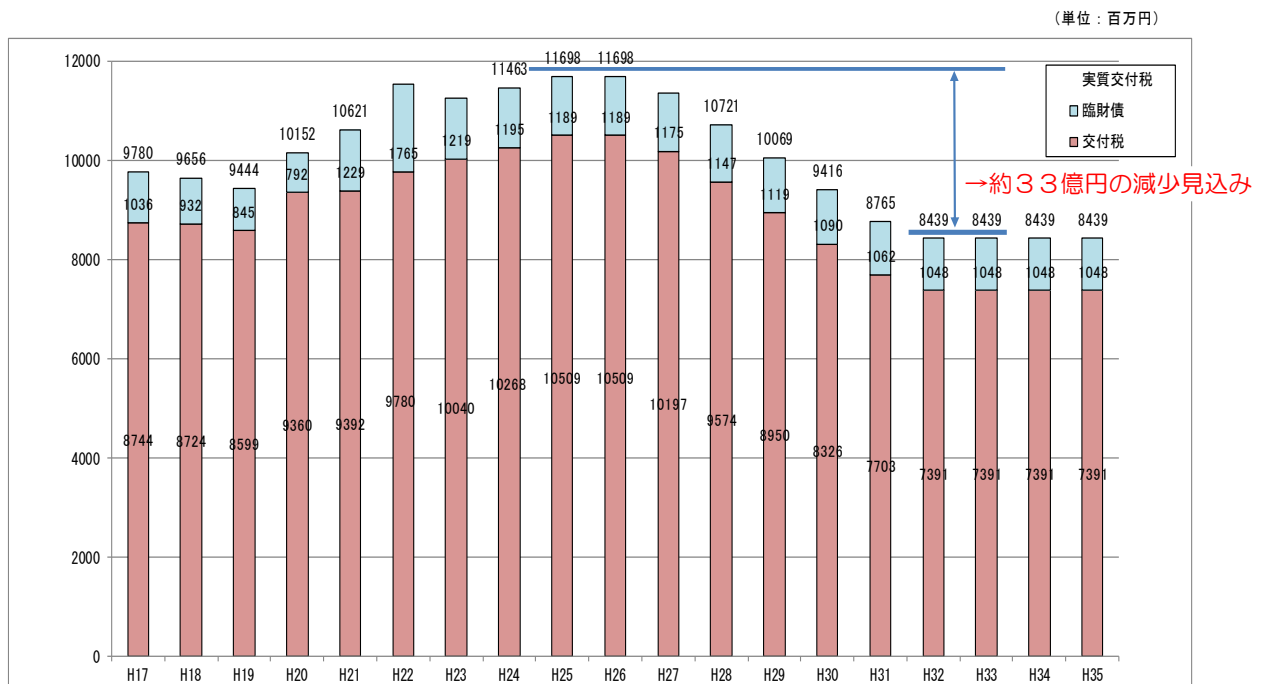
市役所庁舎の整備にあたっては、多くの整備費用が必要となります。施設の建設に向けた財源の確保については、次のように考えています。

１．財政状況の課題

（１）普通交付税の合併算定替による影響

合併して10年が経過する平成27年度から平成32年度までの5年間に普通交付税（国から全国どこでも同じ水準の住民サービスができるように交付される財源）が段階的に縮減され、その額は、現在の財政規模と比べ約33億円減少することが見込まれています。こうした状況の中で、将来に向けた市政運営を進めるため、投資的経費（公共施設の整備や改修に要する費用）、物件費（消耗品や物品の購入、委託料などの経費）、補助費（各種団体への補助金や負担金などの経費）の抑制や各施設の維持管理経費（施設の維持補修のための経費）の縮減が必要不可欠です。

特に、統合庁舎の整備は、将来への負担を抑える整備方法を検討しなければなりません。



2. 現本庁舎を活用した統合庁舎整備

現在、庁舎が分かれていることにより生じる支障や課題を解決するにあたり、市民サービスの向上や災害対応の機能強化、事務の効率化を図るため、統合庁舎の整備を進めなければならないと考えています。しかし、将来の財政状況を考慮すると、整備に係る財政負担を最大限抑えることが必要となります。

（1）建設事業費を抑えた整備

①現本庁舎を活かした整備

現在の新旭庁舎は、平成5年に整備され、現行の新耐震基準（昭和56年）を満たしていることや、建設後20年あまりしか経過していないことから、今後の使用にも十分耐えられる施設です。しかし、旧新旭町の規模で建設されていることから、統合庁舎として必要となる面積を満たしていません。

このため、不足する面積分だけを増築する方法によれば、新たに統合庁舎を新築する建設事業費に比べ大幅な事業費の軽減が図れます。

■庁舎建設コスト（概算）の比較

新旭庁舎の増改修費	新庁舎の建設費	比 較
22億円	43億円	21億円

※新旭庁舎の増改築費：プロジェクトチームでの建設費試算コスト

※新庁舎の建設費：平成24年度庁舎あり方検討資料による建設費試算コスト

②増築敷地の確保

庁舎増築敷地は、市が現在所有している新旭公民館を含めた敷地で計画することとし、統合による駐車スペースの増加分については、市が所有する近隣の市有地を活用することでスペースの確保に努めます。

また、新旭公民館は、昭和49年に建設されたもので、現行の新耐震基準を満たしておらず、老朽化が進み大規模な修繕が必要なことから取り壊し、その機能を他の公共施設に移すことで建設事業費を抑えられるよう検討しています。

（2）現本庁舎の増築整備の妥当性

庁舎を新築する場合と現本庁舎を活用し不足部分を増築する場合の建設事業費を比較すると、約21億円の削減が可能となります。

また、既存施設を活用することで、施設増加につながらないことから公共施設の維持管理費を抑えることになります。

IV 現本庁舎と増築庁舎に必要な機能と規模

現在の庁舎体制の課題による統合庁舎整備の必要性を踏まえ、現本庁舎の増築整備にあたり、現在の市民ニーズや社会情勢などを反映し、市本庁舎建物に必要な次の機能を整備する考えです。

1. 市庁舎機能

（1）来庁者の利便性の向上とワンストップサービス機能

来庁者（市民・事業者等）の目的に合わせた関係部署をゾーン別に配置します。特に、市民の利用が多い部局を1階部に配置し、ワンストップサービスに努めます。

■執務室想定配置（平成25年度市役所機構に基づく部署配置）

【本館棟】（現本庁舎）

階	主な配置概要	部署等
3階	・市議会部局を配置	○議会事務局(議事課)
2階	・管理部局を配置	○総務部(行政課・財政課・職員課・情報統計課) ○政策部(企画広報課・秘書課・経営改革課)
1階	・市民の申請届出、生活等の相談等が多い部署を配置	○総務部(税務課・納税課(県税事務所含む)) ○市民環境部(市民課・人権施策課) ○健康福祉部(社会福祉課・障害福祉課・長寿介護課・子ども家庭相談課・子育て支援課・健康推進課・保険年金課)

【新築棟】（増築庁舎）

階	主な配置概要	部署等
3階	・災害対策本部および防災部署を配置 ・土木交通部部局を配置	○政策部(総合防災局) ○土木交通部(土木課・都市計画課・交通対策課) ○総務部(契約検査課) ○監査委員事務局
2階	・教育委員会部局を配置	○教育委員会事務局(教育総務課・学校教育課・教育相談室・文化財課・市民スポーツ課・社会教育課・青少年課・少年センター)
1階	・市民協働や環境政策部門の配置 ・産業経済部局と上下水道部局の配置	○市民環境部(市民活動支援課・環境政策課) ○産業経済部(農業振興課・森林水産課・商工振興課・観光振興課) ○農業委員会事務局

（2）防災拠点機能

災害発生時に災害対策本部の機能が発揮できるスペースを確保します。

機能	必要スペース
災害対策本部機能	・災害対策本部の活動が円滑に行えるスペースや設備を確保する。平常時は、視聴覚機能を有する会議室として利用する。 ・部屋数：1室
災害活動機能	・災害時の本庁参集職員や外部応援者(自衛隊、警察、他自治体等)の待機や災害時の作業スペースとして利用する。 ・部屋数：1室

（3）市民協働機能

市民協働を推進するため、様々な市民活動に利用できるスペースを確保します。

機能	必要スペース
市民協働・活動スペース	・市民が気軽に交流が出来るスペースを設け、市民活動を支援する機能を設ける。（展示スペース等）

（4）事務効率機能

不足する会議室等の適正数を確保します。

機 能	必要スペース
会議室	・現本庁舎既存会議室 3 室 ・増築棟新設 3 室(災害対策室を含まず)
打合せ室・相談室	・現本庁舎既存 7 室 ・現本庁舎新設 3 室 ・増築庁舎新設 6 室

※会議室は、現本庁舎会議室が使用済みで新旭公民館研修室を使用している実績を基に 5 室の追加が必要となります。但し、2 室については、災害対策室を平常時は会議室として使用します。

支 所 編

I 支所・振興室について

1. 支所・振興室の現状と課題

（1）支所の業務について

平成19年度に本庁と支所の業務を見直し、支所が担当する事務は、合併当初の約150業務から市民生活に密着する窓口機能と地域振興機能を中心とする49業務に見直しを行いました。

支所業務の中でも、「各種申請書類等の受付に関すること」、「各種相談業務に関すること」、「まちづくり委員会に関すること」および「地域の各種団体との連絡調整に関すること」については、業務量も多く内容が多岐に渡る業務になっています。

特に地域からの要望等については、区・自治会等から迅速な対応を求められており、本庁関係部局との連携強化が課題となっています。

また、多様化する地域課題や地域の特色を活かしたまちづくりなどが求められています。

《現在の支所業務（支所設置条例施行規則（以下「規則」）に記載の分掌事務）》

①	受付交付業務	23件	住基、戸籍、保険年金、各種申請等受付
②	各種相談業務	3件	陳情・要望等窓口、年金相談、各種相談業務
③	収納業務	2件	市税・手数料、現金等出納および保管
④	情報収集発信業務	2件	広報資料収集・防災行政無線放送
⑤	地域振興業務	6件	地域審議会、区・自治会、まちづくり委員会等
⑥	防災・生活安全業務	6件	災害対策本部、地域消防団、交通安全対策、防雪、水防
⑦	内部管理業務	7件	庁舎内外の維持管理等
	計	49件	

（２）支所の体制について

支所の体制は、平成１９年度の本庁と支所の見直しの中で、合併当初の概ね６課３７人体制から住民票等窓口担当および地域振興担当の概ね８人体制に見直しを行いました。

その中で、防災センターの管理が防災局に移管されたことにより、災害時の資機材や備蓄品の管理体制の強化と調整が必要となっています。

また、朽木地域を除いて各地域の保健センターには、保健福祉窓口が設置されていますが、支所と離れているため市民にとって利便性が悪い状況にあります。

（３）支所庁舎について

各支所および振興室庁舎は、建設後３０年以上が経過しており、建物自体や設備の老朽化が進んでいます。

加えて、入口や通路に段差が多く、多目的トイレがない施設もあるなどバリアフリー対策が十分ではありません。

また、耐震基準を満たした庁舎は、高島支所のみであり、他の支所および振興室については、災害時において来庁者の安全確保や地区本部機能に支障をきたす恐れがあります。こうしたことから、来庁者の安全確保と災害時に的確に対応できる庁舎の整備が必要です。

また、各支所・振興室については、施設や設備の老朽化が著しく、今後、修繕等にかかる費用が増加すると見込まれます。あわせて、冷暖房が部分稼働できないなど維持管理コストの削減が難しい構造となっているため、省エネルギーにつながる施設や設備の改修等が必要となっています。

２．これからの支所のあり方

本市は、広大な面積に２０４の区・自治会が点在し、高齢化率も２９．２％と高い状況にあります。

このような中で、市民への行政サービスの向上と市政の円滑な運営を図るため、新旭地域を除いた５地域に支所を設置し、窓口事務および地域振興事務を行い、地域の振興、発展に努めているところです。

今後も、人口減少や少子高齢化が進むと予測されるなか、暮らしやすいまちづくりにむけて、引き続き支所や振興室を中心に取り組んでいくこととします。

《支所設置の視点》

- ・ 高齢者や交通弱者への配慮。
- ・ 局地的な災害への迅速な対応。
- ・ 多様化する地域課題への対応や地域の特色を生かした地域振興施策。

《業務》

- 積極的な広聴活動による住民参加の地域づくり
- 本庁との連携強化による迅速な対応

《体制》

- 市民サービスと利便性の向上
- 防災局との連携強化による迅速かつきめ細やかな防災対応

《支所庁舎》

- 市民サービスと利便性の向上
- 現行の耐震基準を満たした庁舎

3. 支所機能の強化に向けた取り組み

支所機能については、地域振興の拠点として、市民の安心安全と市民サービスの向上を図るため、次の事項に留意して各支所・振興室の業務と体制の強化を図ります。

（１）業務

① 地域住民や団体との連携強化

区長・自治会長さんを始めとする地域住民や団体への支援を図るとともに、地域内の事業者等とのコミュニケーションを図る必要があります。

また、地域のニーズを定期的に聞き取るなど積極的な広聴活動を展開する必要があります。

② 地区担当制導入等による連携強化

地域住民からの相談や要望、苦情等は、身近な行政窓口である支所・地域振興室で対応しています。より迅速な対応と来庁者にとって利便性の高い支所窓口となるよう、本庁と支所との連携体制を強化する必要があります。

（２）体制

① 支所統合窓口による利便性の向上

各地域の保健や福祉の相談窓口は保健センターにありますが、利便性の向上を図るためには、支所の住民窓口と保健福祉相談窓口の一体化を図る必要があります。

② 災害に備えた予防対策の充実

支所・振興室は、災害時における地区本部となり、より機能的な対応を行うため、日頃から防災局との連携が必要です。特に、防災倉庫および防災資機材等の備品や備蓄品等の管理は支所で行う必要があります。

災害発生時は、地区本部として十分な機能が発揮出来るよう、支所長の指揮系統のもと、地区本部の人員体制の強化をはかるため、災害時に地区本部へ参集する本庁職員の指定など体制の充実を図る必要があります。

Ⅱ 支所庁舎（建物）のあり方

1. 各支所庁舎の整備の必要性

（１）市民サービスと利便性の向上

支所庁舎は、建築後３０年以上が経過し老朽化が進んでおり、バリアフリー対応も十分でないことから、高齢者や障がいのある方に不便をきたしています。誰もが快適に利用できるようにユニバーサルデザインに対応した環境づくりに取り組みます。

（２）現行の耐震基準を満たした施設

- ① 耐震基準を満たしていない支所は、利用者の安全確保と利便性の向上を図るとともに、地域防災拠点（地区本部）としての機能を果たすことが必要です。

また、公共施設の管理コストの削減の観点から保健センターの増築または改修（公共施設の複合化）を検討します。

- ② 高島支所は、現行の耐震基準を満たしていることから、現支所の改修と総合福祉センターへの移転を検討します。

- ③ 新旭振興室は、整備予定の統合庁舎内への移転と保健センターへの移転を検討します。

2. 各支所庁舎の整備検討

各支所庁舎の耐震基準や施設の状況により、移転や改修（耐震補強）を検討します。

	検 討 内 容	現支所の耐震状況
マキノ支所	① 現支所の改修（耐震補強含む） ② 移転（マキノ老人福祉センターに増築） ③ 移転（マキノ老人福祉センターの一部改修）	×
今津支所	① 移転（今津町総合福祉センターに増築） ② 移転（今津町総合福祉センターの一部改修）	×
朽木支所	① 現支所の改修（耐震補強含む） ② 移転（朽木保健センターに増築） ③ 移転（朽木保健センターの一部改修）	×
安曇川支所	① 移転（安曇川ふれあいセンターに増築） ② 移転（安曇川ふれあいセンターの一部改修）	×
高島支所	① 現支所の改修 ② 移転（総合福祉センターに増築） ③ 移転（総合福祉センターの一部改修）	○
新旭振興室	① 統合庁舎に移転 ② 移転（新旭保健センター）	×